

令和2年第1回国立大学法人旭川医科大学役員会議事要旨

1. 日時 : 令和2年1月8日(水) 午前10時59分～午前11時37分
2. 場所 : 第二会議室
3. 出席者 : 吉田 晃敏学長, 松野 丈夫理事, 藤尾 均理事, 平田 哲理事,
井上 久志理事
4. 陪席者 : 鈴木 義幸監事, 高野 一夫監事, 太田学長政策推進室長, 保科事務局長,
鵜飼総務部長, 梶原病院事務部長, 玉木教務部長, 小林総務課長,
国井人事課長, 松井企画評価課長, 石坂会計課長, 押田施設課長,
高見学生支援課長

議事に先立ち、学長から、令和元年第11回役員会(令和元年12月11日開催)の議事要旨が諮られ、これが了承された。

議題

1. 職員給与規程等の一部改正について

本件について、学長から発議の後、国井人事課長から資料1-1～4に基づき、「国家公務員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」の概要と本学における令和元年度の影響額について説明があった。

審議の結果、民間給与との較差に基づく給与改定については、本学の経営状況や資金需給等を勘案し、実施時期を令和2年3月1日とすることが了承され、資料1-4のとおり関係規程等を改正することが併せて了承された。

2. 特命教授に関する規程について

本件について、学長から発議の後、国井人事課長から資料2に基づき、「旭川医科大学特命教授に関する規程(案)」の制定理由と概要について説明があった。

その後、審議の結果、資料のとおり制定することが了承された。

また、当該規程の制定に伴い、「旭川医科大学特命助教に関する取扱要項」を廃止することが、併せて了承された。

報告事項

1. 学長報告

(1) 教員の懲戒解雇について

学長から、令和元年12月27日付けで医学部教授を本学職員就業規則第37条第1項第3号に定める停職12か月の懲戒処分とした旨の報告があった。

(2) 有識者委員会の設置について

学長から、資料3のとおり有識者委員会を設置し、第1回目の会議を本年1月27日に開催予定である旨の報告があった。

(3) 「国立大学改革方針」を踏まえた国立大学との徹底した対話の実施に向けた調書

の提出について

松井企画評価課長から、資料4のとおり文部科学省へ提出し、令和2年2月18日(火)に文部科学省との対話が予定されている旨の説明があった。

2. その他

(1) 平成30年度決算検査報告説明会(会計検査院)の報告について

鈴木監事から、資料5に基づき、説明があった。

次回の開催予定

次回役員会は、令和2年2月12日(水)午前11時00分から開催すること。